

秋田県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
令和4年9月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロ メートル)
一般県道	旧	強首峰吉川線	A	大仙市協和峰吉川字堂ノ後字76番地先から 同字小平沢出口154番3地先まで	7.10～27.90	1.212
		強首峰吉川線	C	大仙市協和峰吉川字岩瀬119番4地先から同 字小平沢出口154番3	13.80～39.90	0.241
	新	強首峰吉川線	A	大仙市協和峰吉川字堂ノ後字76番地先から 同字小平沢出口154番3地先まで	7.10～27.90	1.212

この表において「A」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和4年9月6日（火） から同月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）